

●本事業の支援対象となる肥料はいつ購入したものになるのか？

国の実施要領では支援金の算出根拠となる肥料費について、以下のとおり規定。

（国実施要領別記第3第2の（2）抜粋）

当年の肥料費とは、令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。

上記を踏まえ、和歌山県では、支援対象となる肥料の購入期間等について、以下のとおり整理している。

実施要領に「適用された価格で販売された」という表現があることから、肥料納品時に価格が決定されるという実情を踏まえ、**原則、価格適用日（納品日）で対象期間を判定する。**

（注文書では、当県においては、価格記載がない、ある場合でも参考価格であり、納品時まで確定しないケースが大半のため）

よって、**当県では、支援対象となる肥料は、原則として、令和4年6月～令和5年5月に価格適用（納品等）されたものとする。**

なお、国のQ&A5-5等では注文時期等をベースに対象期間を整理する考え方も示されているが、本県では注文時に数量、価格が確定するケースはほとんどなく、注文＝価格適用と言い切れないことから、基本的に用いない。

●まとめると、本県では以下のとおりの運用が基本となる。

- ・令和4年6～10月に価格適用(納品等)されたもの →秋肥として申請
- ・令和4年11月～令和5年5月に価格適用(納品等)されたもの→春肥として申請

*上記期間に納品されたことを担保する書類（支払義務が発生していることが確認できる書類）としてはJAでは供給明細書（別紙参照）、購入証明書など、肥料商では納品書等（納品日等の入った請求書）を想定している。

加えて、対象期間内に支払義務が発生していることを請求者（販売事業者）が担保する書類（誓約書と支払義務の証明書類）が必要。

*価格適用（納品）で良い旨について、近畿農政局へ確認済み（R4.10.4）

◎支援対象となる請求書等と肥料費の合計の記載例について

請求明細書

◎年◎月◎日

和歌山市◎◎ 7 8 - 1

和歌山 太郎 様

令和 5 年 8 月10日締め切り分

和歌山市◎◎ 1 1 1 - 1

(株) ◎◎肥料店

TEL FAX

取引銀行

◎◎銀行 ◎◎支店

下記のとおり御請求します。

春肥分の場合
R4.11～R5.5月の対象肥料に
色付け

今回買上額合計	消費税	今回御請求額
427,500	42,750	470,250

日付	商品コード	数量	単位	単価	金額 (税抜き)
9.6	◎◎配合	10	20KG	3,000	30,000
10.1	◎◎化成	10	15kg	4,000	40,000
10.31	◎◎粒剤	3	1kg	2,500	7,500
11.1	◎◎配合	20	20kg	3,000	60,000
	育苗培土	10	15kg	2,500	25,000
12.8	◎◎高度化成	20	15kg	4,000	80,000
3.12	◎◎液肥	10	15L	4,500	45,000
5.1	◎◎堆肥	20	20kg	500	10,000
5.11	バーミキュライト	10	15kg	1,000	10,000
6.10	◎◎液肥	20	15L	3,500	70,000
7.31	◎◎化成	10	20kg	5,000	50,000

支援対象となる肥料費以外も含まれている場合は、右記のように支援対象の肥料費の合計を計算して記載

対象となる肥料費合計 (税抜) 195,000

対象となる肥料費合計 (税込) 214,500

(2) 支援金の計算について

●支援金の支払われる金額についてどのような計算で算出され、どの程度の金額となると見込まれるでしょうか？

実施要領には以下のとおり記載されている。

◎支援金の額の算定方法

- (1) 農業者ごとの支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\text{支援金の額} = (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.7$$

$$\text{前年の肥料費} = \text{当年の肥料費} \div \text{高騰率} \div 0.9$$
- (2) 当年の肥料費とは、令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。
- (3) 高騰率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農産局長が定めるものとする。

◎当年の肥料費をA、高騰率をXとすると以下のとおり

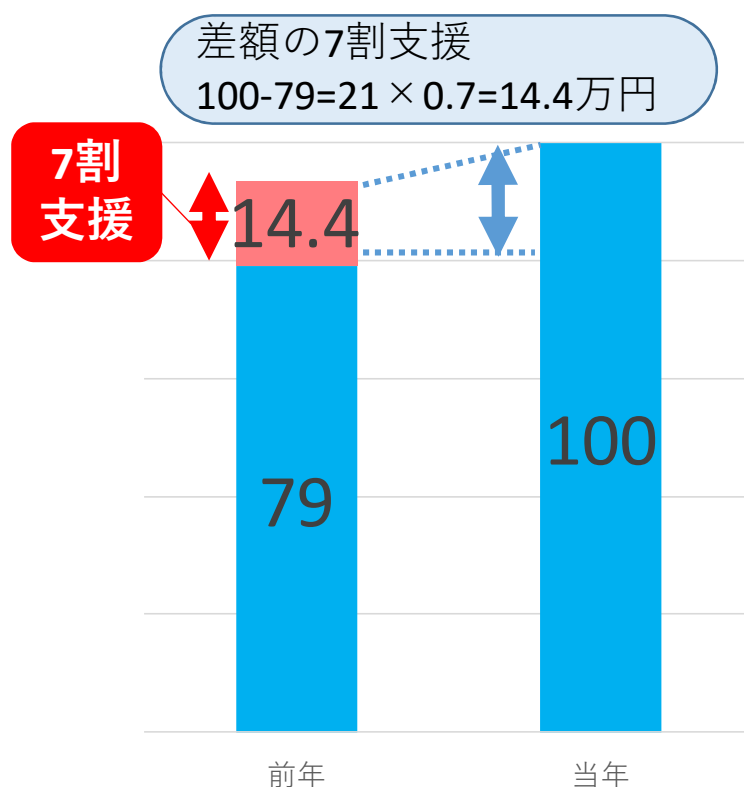
$$\text{支援金の額} = (A - A \div X \div 0.9) \times 0.7 = A (0.7 - 7 \div 9 X)$$

秋肥分の高騰率X = 1.4であり、支援金の額は0.144Aとなり、
 当年の肥料費の14.4%相当分が支援金として支払われると見込み。

当年の秋肥に100万円の肥料費がかかっているとすると、
 約14万円4千円の支援金が支払われる見込み

(支援金からは、事務・振込手数料等が引かれるケースもあります。)

高騰率	支払率（当年肥料費に対する）
1.3	10.1%
1.4（秋肥、春肥）	14.4%
1.5	18.1%
1.6	21.3%
1.7	24.2%
1.8	26.8%



(3) 本事業の支援対象となる肥料について

●支援対象となる肥料にはどんなものが該当するか？

国の実施要領では定義されていないが、国のQ&Aに以下のとおり記載されている。

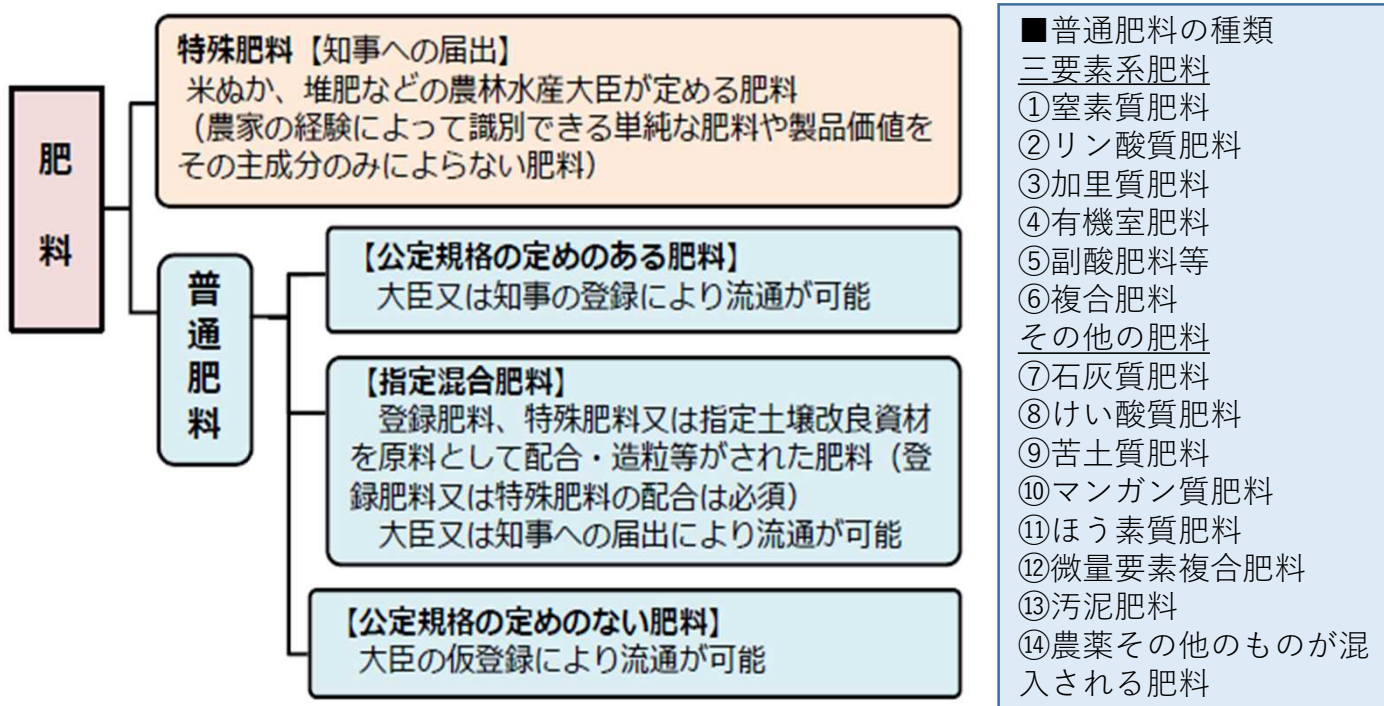
問５－４ 支援金の算定に用いる肥料費の対象は、化学肥料に限られるのか。

(答)

支援金の算定に用いる肥料費は、原則として肥料法に基づく肥料を対象としており、化学肥料に限定するものではありません。ただし、農業者等が購入したものに限られるため、領収書などが必要であり、自給堆肥などは対象外となります。

よって、**肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づく「肥料」＝普通肥料・特殊肥料（堆肥等）が支援金の算定対象となります。**

■肥料制度の仕組み（肥料の区分）



(肥料法抜粋)

第二条 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物をいう。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、堆肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

支援対象である肥料に該当するかどうかの確認①

肥料に該当するかどうかは、保証票の有無、販売元（製造元）への確認により判定する。普通肥料のうち、登録肥料は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）のホームページの銘柄検索システム（FAMIC 肥料で検索）でも確認可能

（保証票の種類と例）農林水産省ホームページ公表資料から抜粋

○ 普通肥料は、見た目で品質や効果を判断することが困難であることから、保証票の添付が義務付けられている。ただし、事故肥料、輸出用、工業用又は飼料用の肥料は、保証票を添付する必要はない。

■保証票の種類

- ◆生産業者保証票
 - 登録肥料（汚泥肥料等以外）
 - 登録肥料（汚泥肥料等）
 - 仮登録肥料
 - 指定配合肥料
 - 指定化成肥料
 - 特殊肥料等入り指定混合肥料
 - 土壤改良資材入り指定混合肥料
- ◆輸入業者保証票
- ◆販売業者保証票

■生産業者保証票の様式

○
生産業者保証票
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（％） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合（％） 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

■登録肥料（汚泥肥料等を除く）の販売業者保証票の様式

○
販売業者保証票
（登録番号はありません。） 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（％） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合（％） 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の指名又は名称及び住所

生産業者保証票との違い

支援対象である肥料に該当するかどうかの確認②

(保証票の例 混合肥料の場合)

指定配合肥料	指定化成肥料																																				
<table border="1"> <tr><th colspan="2">指定配合肥料 生産業者保証票</th></tr> <tr><td colspan="2">肥料の名称</td></tr> <tr><td colspan="2">保証成分量 (%)</td></tr> <tr><td colspan="2">原料の種類</td></tr> <tr><td colspan="2">材料の種類、名称及び使用量</td></tr> <tr><td colspan="2">正味重量</td></tr> <tr><td colspan="2">生産した年月</td></tr> <tr><td colspan="2">生産業者の氏名又は名称及び住所</td></tr> <tr><td colspan="2">生産した事業場の名称及び所在地</td></tr> </table>	指定配合肥料 生産業者保証票		肥料の名称		保証成分量 (%)		原料の種類		材料の種類、名称及び使用量		正味重量		生産した年月		生産業者の氏名又は名称及び住所		生産した事業場の名称及び所在地		<table border="1"> <tr><th colspan="2">指定化成肥料 生産業者保証票</th></tr> <tr><td colspan="2">肥料の名称</td></tr> <tr><td colspan="2">保証成分量 (%)</td></tr> <tr><td colspan="2">原料の種類</td></tr> <tr><td colspan="2">材料の種類、名称及び使用量</td></tr> <tr><td colspan="2">正味重量</td></tr> <tr><td colspan="2">生産した年月</td></tr> <tr><td colspan="2">生産業者の氏名又は名称及び住所</td></tr> <tr><td colspan="2">生産した事業場の名称及び所在地</td></tr> </table>	指定化成肥料 生産業者保証票		肥料の名称		保証成分量 (%)		原料の種類		材料の種類、名称及び使用量		正味重量		生産した年月		生産業者の氏名又は名称及び住所		生産した事業場の名称及び所在地	
指定配合肥料 生産業者保証票																																					
肥料の名称																																					
保証成分量 (%)																																					
原料の種類																																					
材料の種類、名称及び使用量																																					
正味重量																																					
生産した年月																																					
生産業者の氏名又は名称及び住所																																					
生産した事業場の名称及び所在地																																					
指定化成肥料 生産業者保証票																																					
肥料の名称																																					
保証成分量 (%)																																					
原料の種類																																					
材料の種類、名称及び使用量																																					
正味重量																																					
生産した年月																																					
生産業者の氏名又は名称及び住所																																					
生産した事業場の名称及び所在地																																					

表示事項は同じ

(保証票の例 特殊肥料の場合)

■特殊肥料の品質表示制度について

特殊肥料に関する問題点として

- ・ 堆肥等の生産が大幅に増加し、流通範囲が広域化する中で、窒素等の成分含有量のバラツキが拡大している
- ・ 農業者のニーズが多様化し、適切な施肥を図るためには、品質表示の充実が重要となる
- ・ 表示事項がバラバラで統一的基準が普及していないため、農業者が混乱していること等が、指摘されていました。

このため、特殊肥料の品質表示基準を定め、特殊肥料の品質表示を義務づけ（平成12年農林水産省告示第1163号）ました。

■品質表示基準の対象となる特殊肥料

- ・ 堆肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）
- ・ 動物の排せつ物
- ・ 混合特殊肥料

■特殊肥料の品質表示基準（一例）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	豚ふんたい肥1号
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	東京都
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇畜産センター 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量	20キログラム(30リットル)
生産した年月	平成15年6月
原料(原料)	豚ふん、鶏ふん、わら類、樹皮
備考: 生産に当たって使用された重量の大きい順である。	
主成分の含有量等	
窒素全量	1.5 (%)
りん酸全量	2.7 (%)
加里全量	2.5 (%)
銅全量	450 (mg/kg)
亜鉛全量	1100 (mg/kg)
炭素窒素比	14

★注意 土壌改良資材は肥料ではないので、注意する。

(土壌改良資材の例：ゼオライト、パーライト、バーミキュライト、泥炭、木炭等)
 なお、腐植酸質資材、バーク堆肥等では銘柄によっては、土壌改良資材・肥料両方に該当する場合もあるので注意。

(4) 化学肥料低減計画内容の解説及び各取組後の確認書類

- 参加農業者ごとに対象の主要品目について1部作成
※基本的には、秋肥と春肥、提出先ごと、栽培品目ごとに取組内容を変える必要なし
※ただし、秋肥と春肥受付時にそれぞれ提出必要(取組内容は同じで可)
- 令和4又は5年度の取組欄に2つ○を記入、かつ、少なくとも1つは新規取組又は取組拡大◎
- 例えば「エ 堆肥の利用」など、購入肥料により確認できる取組に○を付けるよう推奨
- 有機、特別栽培等の認証を受けている農業者はその証明書があれば低減取組は記載不要
- 1つの行為が2つ以上の低減取組に相当する場合であってもいずれか1つを選択

(参考) 各取組の解説(国のQ & A等に記載の内容を整理)

作業記録＝施肥履歴や写真

	取組項目	どのような取組が該当するか(例)	確認書類(例)
ア	土壌診断による施肥設計	・ 産地の場合 : 定点診断結果に基づき産地の施肥例を作成 診断箇所数を増加で◎に ・ 個人の場合 : 診断結果とそれによる施肥設計	土壌診断結果と施肥設計等
イ	生育診断による施肥設計	・葉色診断に基づく施肥を行っている	生育診断結果と施肥設計等
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入	・肥料成分を従前より低下させた施肥設計を導入	従来施肥と低投入型の施肥記録等
エ	堆肥の利用	牛糞、鶏糞、豚ふん等の堆肥の投入	作業記録、購入伝票
オ	下水汚泥の利用	・汚泥肥料の利用	作業記録 汚泥肥料
カ	食品残渣など国内資源の利用(エ・オ以外)	・稲わらのすき込み、食品残渣を原料とした肥料の施用等	作業記録 購入伝票等
キ	有機質肥料(指定混合等を含む)の利用	・ 化学肥料が配合されていても対象 ・乾燥菌体肥料もこれに該当	作業記録、購入伝票
ク	緑肥作物の利用	・ヘアリーベッチ、クローバー、レンゲ等の播種	作業記録、購入伝票
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		購入伝票
コ	低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	・窒素、リン酸、カリウムの総量が低ければ該当(L型肥料等(リン酸・カリの含有量を減らした肥料)) ・農業者自ら配合で慣行銘柄より含有量を減	作業記録、購入伝票
サ	可変施肥機の利用		作業記録
シ	局所施肥の利用	・ 樹冠内施肥 、点滴施肥、側条施肥、うね立て同時施肥など	作業記録
ス	育苗箱(ポット苗)施肥の利用		作業記録
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～ス除く)	・地域の施肥暦などに合わせ肥料成分総量が低下するよう肥料銘柄や施用量を見直し 肥効調節型肥料の利用による見直し等	見直し概要、作業記録、購入伝票
ソ	地域特認技術の利用	・県全体での設定はなし。	

(5) 化学肥料低減計画の中間報告及び実施報告

国の実施要領では、事業の実施状況（化学肥料低減計画の取組状況）について、中間と最終2度報告を求めることになっており、以下の対応をお願いします。

① 取組中間報告書（令和4年度取組の報告）

***報告の対象となる期間は令和4年6月～令和5年5月の取組であることに注意**

◎取組実施者は中間報告について、①参加農業者のうち品目または地域毎に代表的な者を全ての取組がカバーできるよう抽出し、ヒアリングするなど、化学肥料低減取組の進捗(○を付けた取組実施したか、していないか)を聞き取る。

②取組実施にかかる資材の流通量の変化を把握するなどをもとに所定の様式により令和5年9月末日までに報告するものとする。

なお、春肥申請の受付時に、取組実施者から取組中間報告書を同時に提出していただくことを想定。

② 取組実施状況報告書（令和4・5年度の取組の報告）

***報告の対象となる期間は令和4年6月～令和6年5月の取組であることに注意**

◎取組実施者は実施報告について、農業者からの報告を所定の様式（参考様式第6号）によりまとめ、令和6年1月19日（金）までに和歌山県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会あて提出すること

以下の書類により実施を確認することになる。

- ・診断系の場合：診断結果とそれに基づく施肥設計、施用記録
- ・資材施用系の場合：資材の購入証拠書類、施用記録
- ・設計見直し系の場合：見直し前の施肥記録と見直し後の施肥体系
 - * 資材施用時の写真、診断している状況などを写真にしておく

報告の対象期間及び期日、内容等については、変更があった場合はホームページ等でお知らせします。

取組中間報告書及び取組実施状況報告書の提出の流れ（令和5年度）

